

輪之内町人権教育の方針と重点

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。人権教育の理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことにある。そのため、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることが大切である。輪之内町の人権教育は、この精神に則り、学校教育と社会教育が密接な連携のもとに、計画的・継続的に推進するものである。

【社会人権教育】

全ての人間は生まれながらにして平等であり、かけがえのない人権を持っている。しかも、その人権は永久に尊重されなければならない。しかしながら、私達のまわりにはまだ偏見と差別的言動がみられ、問題が存在している。

こうした問題を町民意識としてとらえ、全町的立場に立って人権問題を正しく認識するとともに、人権意識の尊重に徹して、この問題に立ち向かう意欲と心情を持つ町民の育成に努めなければならない。

そのため、本町の町民憲章の具現を図っていく中で人権教育の推進に努める。

方 針

- すべての地域で、正しい理解と認識を図る人権教育を実施する。
- 学校や関係諸機関と連携し、社会人権教育を進める。

重点目標と方途

- (1) 推進体制の強化に努める。
 - ① 「輪之内町人権施策推進指針」に基づいた施策の推進
 - ② 学校や関係機関との連携及び輪之内町社会人権教育推進会議の充実
- (2) 同和問題をはじめとする人権問題解決のための学習機会の充実に努める。
 - ① 家庭教育学級・高齢者学級等での人権問題学習
 - ② 全地区で実施する小集会活動での人権学習
 - ③ 町主催行事など様々な機会での人権問題の啓発
- (3) 指導者の養成と資質の向上を図る。
 - ① 各種団体長および町民を対象とした「心豊かな町づくり研修会」の実施
 - ② 町職員課長会議において人権問題に関する研修を行い、町職員に対する認識の高揚
 - ③ 教育委員会関係職員の指導力の強化
- (4) 学習・指導資料の整備に努める。
 - ① 人権問題啓発記事の町広報紙への掲載
 - ② 学習資料の収集と啓発パンフレットの作成
 - ③ 岐阜県同和教育協議会発行の「同和教育指導者用手引」の活用